

議事日程(第6号)

令和7年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願について
- 日程第2 議案第97号 所有権移転登記手続請求事件に関する和解について
- 日程第3 議案第98号 第三次由布市総合計画(基本構想・基本計画)の策定について
- 日程第4 議案第99号 由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第100号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第101号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第102号 由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第103号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第104号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第105号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第106号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第107号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第108号 由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第109号 由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第110号 由布市みことピア条例の一部改正について
- 日程第16 議案第111号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第112号 由布市火災予防条例の一部改正について

- 日程第18 議案第113号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第114号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第115号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第116号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第117号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第118号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第119号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第25 議案第120号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第26 議案第121号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第27 議案第122号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第123号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第124号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第125号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第126号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第127号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第33 議会広報編集特別委員会の設置
- 日程第34 議会活性化調査特別委員会の設置
- 日程第35 日出生台演習場対策特別委員会の設置
- 日程第36 予算特別委員会の設置
- 追加日程
- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願について
- 日程第2 議案第97号 所有権移転登記手続請求事件に関する和解について
- 日程第3 議案第98号 第三次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について
- 日程第4 議案第99号 由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第5 議案第100号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第101号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第102号 由布市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第103号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第104号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第105号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第106号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第107号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第108号 由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第109号 由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第110号 由布市みことピア条例の一部改正について
- 日程第16 議案第111号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第112号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第18 議案第113号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第114号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第115号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第116号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第117号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第118号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第119号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第25 議案第120号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協

議について

- 日程第26 議案第121号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）
日程第27 議案第122号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第28 議案第123号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第29 議案第124号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第30 議案第125号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
日程第31 議案第126号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第32 議案第127号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第6号）
日程第33 議会広報編集特別委員会の設置
日程第34 議会活性化調査特別委員会の設置
日程第35 日出生台演習場対策特別委員会の設置
日程第36 予算特別委員会の設置
追加日程
日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（17名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 渡辺 彬君 | 2番 津田 貴之君 |
| 3番 生野 友子君 | 4番 小山 和義君 |
| 5番 高田 龍也君 | 6番 坂本 光広君 |
| 7番 吉村 益則君 | 8番 田中 廣幸君 |
| 9番 加藤 裕三君 | 10番 加藤 幸雄君 |
| 11番 鷺野 弘一君 | 12番 甲斐 裕一君 |
| 14番 佐藤 郁夫君 | 15番 渕野けさ子君 |
| 16番 佐藤 人已君 | 17番 平松恵美男君 |
| 18番 佐藤 孝昭君 | |

欠席議員（1名）

- 13番 長谷川建策君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君
書記 中島 進君

書記 富川 由佳君
書記 福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君 副市長 …………… 小石 英毅君
教育長 …………… 橋本 洋一君
総務課長 …………… 古長 誠之君 財政課長 …………… 大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長 …………… 米津 康広君
会計管理者 …………… 平野浩一郎君
建設課長 …………… 衛藤 武君 商工観光課長 …………… 大塚 守君
福祉事務所長兼福祉課長 …………… 後藤 昌代君
子育て支援課長 …………… 藤川 祐子君
挟間振興局長兼地域振興課長 …………… 井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長 …………… 佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長 …………… 一野 英実君
教育次長兼教育総務課長 …………… 安部 正徳君
消防長…………… 大嶋 陽一君

午前10時00分開議

○議長（佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は17名です。長谷川建築議員より欠席届が出ています。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、タブレットに掲載の議事日程第6号により行います。

○議長（佐藤 孝昭君） まず、日程第1、請願についてを議題とします。

今期定例会に付託いたしました請願1件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員長、高田龍也君。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） おはようございます。産業建設常任委員会委員長、高田

龍也です。請願審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時、令和7年12月12日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者、委員長、高田龍也、副委員長、鷺野弘一、委員、平松恵美男、佐藤人已、加藤幸雄。

書記は、議会事務局です。

受理番号7、受理年月日、令和7年11月25日。件名、「有害鳥獣捕獲報奨金の増額」に関する請願書。

本請願は、現在有害鳥獣捕獲に支払われている報奨金の増額を請願するものである。

委員からは、多岐にわたり調査すべきことがあるとの意見が出た。

慎重審査の結果、継続審査と決定した。

審査の結果、継続審査と決定。

以上であります。

○議長（佐藤 孝昭君） 請願受理番号7、「有害鳥獣捕獲報奨金の増額」に関する請願書は、継続審査となっております。引き続き、委員会において審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第2、議案第97号から日程第31、議案第126号までの30件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、吉村益則君。

○総務常任委員長（吉村 益則君） おはようございます。総務常任委員会委員長、吉村でございます。委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和7年12月11日木曜日、現地調査。令和7年12月12日金曜日、議案審査、まとめを行いました。

場所、現地調査については、由布市地域活性化拠点施設おおつる交流センター、由布市湯平ふれあいホール、由布市乙丸温泉館を行いました。議案審査については、本庁舎新館3階、第1委員会室で行いました。

出席者は、記載のとおり。

担当課も、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

事件の番号、議案第97号、所有権移転登記手続請求事件に関する和解について。

経過及び理由。本議案は、大分地方裁判所に係属中である裁判において、同裁判所から和解勧告がなされたことを受け、相手方と裁判上の和解を行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第98号、第三次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について。

経過及び理由。本議案は、由布市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定された第三次総合計画の基本構想・基本計画について、議会の議決を求めるもの。

本計画は、由布市の今後のまちづくりの骨格となる計画であり、将来的な方向性を示す最上位計画である。基本理念として掲げられているのは、「このまちの未来は、みんなでつくる」また、将来像としては、「人とつながり、未来を創る住みよさ日本一のまち・由布市」を目指しており、このビジョンに基づき、全市民、行政、企業などの協働により持続可能なまちづくりを進めることが示されております。

委員会では、本計画が10年間にわたる長期計画であることから、今後、策定される総合戦略や実施計画については、より綿密な内容が求められるとの意見が出された。また、計画の進捗状況を定期的に確認し、適切な評価を行うことが不可欠であるとの意見も出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第100号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、子ども医療費の助成に係る支給事務において、個人番号の利用等を目的に所要の改正を行うもの。

委員会では、改正により支給事務の効率化が図られ、個人番号の利用に関して適切な管理が行われることについての説明を受けました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第101号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正について。

経過及び理由。本議案は、特別職の職員で常勤のものとの給与、期末手当の改定に鑑み、由布市議会議員の期末手当の額を改定するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第102号、由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員で常勤のものとの給与、期末手当を改定するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第103号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に鑑み、職員の給与、期末手当を改定するための本条例の改正を行うことによるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第110号、由布市みことピア条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、由布市みことピア内の施設である庄内ほのぼの温泉館の休館日及び開館時間を見直し、施設運営の効率化を図るため、由布市みことピア条例の一部を改正するもの。

本改正の目的は、温泉館の利用者数や運営状況を踏まえ、より効果的な休館日と開館日を設定することにより、施設の利便性を向上させ、より多くの市民に利用してもらうこと。

委員会では、広報活動をより積極的に行い、市民が利用しやすい形での情報提供が必要であるとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第111号、由布市乙丸温泉館条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、乙丸温泉館の安定的な運営を図るために、一般入浴者の利用料金の改正を行うもの。

改正内容は、一般入浴者の1回の利用料金を200円から300円に引き上げるものであり、温泉館の運営に必要な費用負担を適正に配分することを目的としております。

委員会では、現地調査を行い、施設管理者から直接話を聞き取り、温泉館の運営に係るコストや施設維持費用に対する負担を適正化する必要性が確認された。改定後の料金が、利用者に過度

の負担を強いることなく、運営上必要な収支バランスを確保するために適切であるとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第112号、由布市火災予防条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることを目的に改正するもの。

主な改正内容としては、市長が林野火災の注意報や警報を発令することを明記し、火の使用制限区域の指定などを規定している。

委員会では、発令後の情報伝達方法が重要であるとの意見が出された。特に発令時には、ホームページや消防車等を通じて、市民に迅速に情報を伝える体制が整備されていることが確認された。また、防災ラジオも活用し、迅速に市民に情報提供を行うべきであるとの意見を付した。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第116号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、大津留まちづくり協議会が指定管理者候補者として選定され、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めるものである。

委員会では、現地調査を行い、大津留まちづくり協議会がこれまで行ってきた運営実績について評価し、適切に施設を運営し、利用者数の増加に貢献していることを確認した。また、大津留まちづくり協議会からの説明を受けたことを踏まえて、今後も地域住民の多様なニーズに柔軟に応えた運営を行い、サービス向上に努めてもらいたいとの意見も出された。さらに、他のまちづくり協議会との連携活動が確認され、今後はその協力体制を持続的に推進していくための取組を引き続き進めていってほしいという意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第117号、由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として湯平区が選定され、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めるもの。

委員会では、現地調査を行い、今後10年間も引き続き地域に寄り添った交流の場として活用してもらいたいとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第118号、由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として乙丸区が選定され、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めるもの。

委員会では、現地調査を行い、その際に施設の懸案事項について説明を受けた。また、調査中には多くの利用者が施設を訪れている現状を確認した。このことから、引き続き乙丸区が指定管理者として施設運営を行うことで、地域住民のニーズに応じた運営を実現し、安定した利用者サービスの向上に努めてほしいとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第119号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。本議案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分市が設置する、地域子育て支援拠点11か所及びスポーツ施設1か所を本市の住民の利用に供させることについて、議会の議決を求めるもの。

委員会では、大分市を訪れた際にはこれらの施設も利用できるようになり、利便性が向上するとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第120号、別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。本議案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、別府市が設置する、別府市立図書館等複合施設及び地域子育て支援拠点3か所を本市の住民の利用に供させることについて、議会の議決を求めるもの。

委員会では、図書館の本の返却システムについて、由布市からでも返却できるような取組が、今後進められることを期待するとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第121号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億3,011万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を270億597万9,000円とするもの。

当委員会に関わる主な補正内容として、歳入では、地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策による地方税の減収補填や、国庫支出金、県支出金、地方債等の特定財源の増額によるもの。

歳出では、2款1項9目地域コミュニティ形成促進事業505万円について、ゆのひらんプロジェクト、湯平地域まちづくり協議会に対し、協議会に寄附されたふるさと納税の基金を活用し、湯平温泉の地域ブランドとして「ゆのひらんアイス」を全国に発信できるよう、ふるさと納税の返礼品やお客様のニーズに応じた商品提供を目指して機器整備を行うため、地域まちづくり活動推進交付金の増額によるものである。

委員会では、地域特産ブランド品を通じて湯平地域の魅力を広く発信し、ふるさと納税の返礼品の充実を図ることの説明がなされた。この施策により、湯平地域への来訪者増加が期待され、地域経済への貢献が見込まれるとの意見が出された。

また、アイスの種類に関しては、全国展開を視野に入れるのであれば、湯平温泉を訪れなければ味わえない限定の味を設定するなど、湯平温泉への訪問を促進する取組につなげられる施策の提案が出された。

委員会としては、特産品を通じて湯平地域の魅力をより多くの人々に伝え、地域の活性化につながることを期待している。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、教育民生常任委員長、田中廣幸君。

○教育民生常任委員長（田中 廣幸君） 皆様おはようございます。教育民生常任委員長の田中廣幸です。委員会の審査の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

日時、令和7年12月12日金曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室です。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果は、下記のとおりです。

事件の番号、議案第99号、件名、由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

経過及び理由。本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法第34条の16の規定により、所要の条例整備を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第104号、件名、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第105号、件名、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第106号、件名、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第107号、件名、由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、大分県こども医療費助成事業の見直しに伴い、条例の改正を行うもの。

の。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第108号、件名、由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、大分県子ども医療費助成事業の見直しに伴い、議案第107号を改正することにより所要の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第113号、件名、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、由布市湯布院福祉センターの指定管理期間が、令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者候補者として社会福祉法人由布市社会福祉協議会が選定されたことにより、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第121号、件名、令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）。

経過及び理由。当委員会に係る歳出の主なものとして、4款1項4目予防接種推進事業450万9,000円の増額は、高齢者带状疱疹ワクチン接種委託料が不足する見込みとなったことによるもの。

委員会からは、接種対象年齢が65歳から5年周期となっており、接種漏れが生じる危惧もあることから、対象者には十分周知啓発を行うよう意見を付した。

10款2項2目466万5,000円、3項2目129万円、4項2目32万5,000円のそれぞれの増額は、今年の猛暑に伴い、小中学校幼稚園の光熱水費が不足する見込みになったことによるもの。

10款6項4目の文化振興事業2万円の増額は、日本太鼓ジュニアコンクールの全国大会、九州大会に出場することになった2団体に対する由布市文化・スポーツ活動激励金によるもの。なお、今回のように、子どもが遠方で開催される全国大会等に出場する場合には、その保護者にとっては負担が大きいと思われるため、大会参加のための補助金を検討してはどうかとの意見が出た。

10款7項1目の競技スポーツ振興事業18節200万円の増額は、大分県スポーツ合宿誘致推進協議会負担金として、強豪大学などのトップチームを2件誘致することによるもの。

委員会からは、由布市の魅力発信や健康増進、地域活性化などの効果が大いに期待できるものであり、今後も積極的にトップチーム、トップアスリートなどに対し、由布市の合宿誘致を行ってほしいとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第122号、件名、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ384万2,000円を追加し、予算総額を39億8,087万3,000円にするもの。

主な内容として、歳入では国庫支出金、県支出金及び繰入金を、歳出では総務費、保険給付費及び諸支出金を増額するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第123号、件名、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ1,705万8,000円を追加し、予算総額を43億8,006万9,000円にするもの。

主な内容として、歳入では一般会計繰入金を、歳出では保険給付費の高額介護サービス費を増額するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第124号、件名、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ93万2,000円を追加し、予算総額を6億8,087万9,000円にするもの。

主な内容として、歳入では繰入金及び国庫支出金を、歳出では総務費をそれぞれ増額するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、報告いたします。審査のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、産業建設常任委員長、高田龍也君。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 産業建設常任委員会委員長、高田です。

それでは、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、令和7年12月12日、議案審査、現地調査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室、現地調査地、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」、由布市里の駅陣屋市場。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果。

事件の番号、議案第109号、件名、由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、近年の諸物価高騰に際し、安定的なし尿収集運搬体制の確保及び継続を目的に、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料を改め、併せてごみ処理体制の維持及び受益者負担の適正化を目的に、可燃ごみの処理手数料を改めるとともに、不燃ごみの処理手数料を定めるもの。

委員会としては、今後、新環境センターの整備に伴い、広域圏統一ごみ袋の作成を求め、ごみ袋手数料単価の削減の検討を求めると意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第114号、件名、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、由布市ツーリストインフォメーションセンターの指定管理者について、条例に基づく公募によらない候補者の選定を行った結果、令和8年4月1日から4年間の指定管理者を引き続き「一般社団法人由布市まちづくり観光局」に指定するもの。

委員会としては、条例に基づく公募によらない候補者の選定のため、決算時に補助金に対する細目を開示するよう求め、過去にも自主運営、自主管理を行えるよう内部精査が必要であるとの意見が出ているので、自主財源での運営を基本とし補助金額の減額を求めるものと意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第115号、件名、由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について。

経過及び理由。本議案は、陣屋市場の指定管理者について、条例に基づく公募によらない候補者の選定を行った結果、令和8年4月1日から4年間の指定管理者を、引き続き「挾間町農村女

性陣屋市場組合」に指定するもの。

現地視察を行い説明を受けた。

委員からは、自主財源でしっかりと運営され、由布市挾間町の農産物・農産加工品の情報発信拠点として、しっかり機能、運営しているとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第121号、件名、令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）。

経過及び理由。本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳出において、4款2項2目新環境センター整備事業862万6,000円の増額は、当初建設業務約590億円が物価高騰により約633億円、約7.3%増となったことによる由布市負担金の増額。

6款1項3目就農支援事業50万円の増額は、親元就農給付金対象者が1名増えたことによる増額。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費500万円の増額は、令和7年8月にも調査を行っているが、災害復旧後も万全な市道を確保するための測量設計委託料の増額との説明を受けた。

委員からは、親元就農をはじめ補助金支出後も、農業者と行政との相互協議をしてほしいとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第125号、件名、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。本議案は、令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算における収益的収入を197万4,000円を増額し、総額9,283万円とし、収益的支出を28万5,000円増額し、総額1億1,077万3,000円とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第126号、件名、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）

経過及び理由。本議案は、令和7年度由布市水道事業会計予算における収益的支出を1,913万4,000円増額し、総額8億8,590万5,000円とするもの、並びに資本的収入を8,975万円増額し、総額7億5,794万7,000円とし、資本的支出を1億2,052万6,000円増額し、総額10億9,830万7,000円とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上報告します。慎重審査のほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、日程第2、議案第97号、所有権移転登記手続請求事件に関する和解についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第98号、第三次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。5番、高田龍也君。

○議員（5番 高田 龍也君） 5番、高田龍也です。委員長にお聞きいたします。

この議案に関しては、議案質疑等も出ておりましたが、議案質疑での質問等に対して、この委員会ではどのような審査が行われたかもちよっとお聞きしたいのと。報告によります、綿密な内容が求められるとありますが、具体的にどのようなところを委員会としては意見が出たのか。それと、計画の進捗状況を定期的に確認し、適切な評価を行うというふうな意見も出ておりますが、これは具体的に経過措置で何年置きとか、毎年するのかとかいうような、どのような委員会での話し合いが行われたかをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村委員長。

○総務常任委員長（吉村 益則君） 議案第98号なんですが、ホームページのアクセス数、それから意見が2件、それからコメント、そういうふうなことについての数字が出されて協議がなされました。

それと同時に、いろんなことで、これは総合計画ですから基本構想です。報告の中にも私たちがもしましたが、最上位の計画になりますので、これについては私どもも含めて、執行部も含めて、執行部はもちろんですけれども、私どもも含めて慎重審査をするべきだと、いろんなことで細にわたり協議をするべきだというふうな意見というのは多々出ております。

私どもともしましては、やはり計画にのっとり執行部がきちんと取り組むことを、私どもの立場でしっかりと検証していきたいというふうなことで意見が出ております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

それでは、これが基本的なものになるということで審議をしていただいたということなんですが、議案質疑で人口推移について詳しく質問が出ておりましたが、その点について、基本になるところですので、委員会としてはどのような質疑等が行われたかをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村委員長。

○総務常任委員長（吉村 益則君） 特に外国人の方が増えているということに対しては、いろいろな意見も出ましたが、特に確実な数字を把握しているわけではございませんので、少し曖昧などうか、ちょっとファジーな意見になったのではないかなと思っておりますが、これのこの数字については、今後も調査研究が必要だというふうなことの意見は出ております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 基本になるところが、今委員長が言われたように曖昧であるということであれば、委員会としては原案可決すべきというふうになっておりますので、今後もしっかりと総務常任委員会として、その曖昧さがなくなるようにしっかり今後も審査していただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。答弁は結構です。

○議長（佐藤 孝昭君） 14番、佐藤郁夫議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） 経緯と結果ですからね、1点だけ。今かぶさった分もございしますので、大体分かりました。計画の進捗状況を定期的に確認し、適切な評価を行うと。これはもう当然でありますし、議会として、総務委員会として、そういう時期にわたって確認をしながら提言をするのかどうか、そういう議論をされたのかお尋ねします。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村益則委員長。

○総務常任委員長（吉村 益則君） 定期的なそれというふうな、会議といいますか、そういうふうな協議はしておりませんが、私ども委員会としましては、この議案だからこういうふうな議論をするというだけでなく、いろいろなことについてやはり認識を統一していきたいと思っております。調査研究は引き続き行っていきますので、その辺のところでは理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第98号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第4、議案第99号、由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第99号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第100号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第100号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第101号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第101号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第102号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第102号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第103号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第103号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第104号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第104号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第105号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第105号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第11、議案第106号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第106号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第107号、由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第107号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第13、議案第108号、由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第108号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決をされました。

次に、日程第14、議案第109号、由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第109号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員

長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第110号、由布市みことピア条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第110号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第111号、由布市乙丸温泉館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、乙丸区の顧問と会計であります加藤裕三君の退場を求めます。

〔9番 加藤 裕三君 退場〕

○議長（佐藤 孝昭君） それでは、議案第111号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第111号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

ここで、加藤裕三君の入場を許可いたします。事務局、連絡をお願いします。

〔9番 加藤 裕三君 入場〕

○議長（佐藤 孝昭君） ただいま議案第111号につきましては、可決をされましたのでお知らせをいたします。

次に、日程第17、議案第112号、由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第112号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

次に、日程第18、議案第113号、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、由布市社会福祉協議会の副会長であります瀏野けさ子さんの退場を求めます。

〔15番 瀏野けさ子君 退場〕

○議長（佐藤 孝昭君） それでは、議案第113号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第113号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。
ここで、瀏野けさ子さんの入場を許可いたします。事務局、連絡をお願いします。

〔15番 瀏野けさ子君 入場〕

○議長（佐藤 孝昭君） ただいまの議案第113号につきまして、可決をされましたのでお知らせをします。

次に、日程第19、議案第114号、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、田中廣幸君。

○議員（8番 田中 廣幸君） T I Cの運営についてですが、委員会として採決はできているのですが、この中の委員会の文言として、過去にも自主運営、自主管理を行えるよう内部精査が必要であるとの意見が出ているということは、これ1つの問題点として取り上げてもよろしいのですかね。あと、委員長にもこれお答えしていただきたいのですが、今後T I Cが自主財源で運営をすることが可能なのか、助成金に頼らなければ運営ができないのかをちょっと質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田龍也委員長。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 田中議員にお答えいたします。

過去にも自主運営、自主管理を行えるように内部精査という文言なんです、これが4年前の産業建設常任委員会に付託された指定管理のときに出された意見であります。その当時も同じような意見が出ております。それと、自主財源でということなんです、これ一応委員会の中でいろいろと議論がありまして、過去の資料等も調べてみました。執行部であります商工観光課のほうにも資料の提出を求めたのですが、商工観光課のほうには資料がないということでしたので、由布市議会の議事録等を精査してまいりました。

その中で、平成28年の予算委員会、また定例会及び委員会質疑の中でも、当時から自主財源、自主自立でやっていくのかということが、当時の議員さんからの質問等が出ておりました。その中で、当時の課長から、抜粋にはなるのですが、将来的には一般社団法人として運営自立を目指していきますと。あと、その当時の予算が2,000万、市から出しているのが2,000万程度だったのですが、今後は予算から減額をしていくという答弁も出ております。また、予算特別委員会では、その当時の課長さんが、維持管理運営費などは収益事業などを取り組み、自主自立を目指しますというふうに答弁しております。その当時、平成28年のときに計上している分は、最初の投資に必要な分の補助金ですということだったのですね。なので、そういうところと、あと、また負担金は減っていくのかという質疑の中で、当時の商工観光課長が、ランニングコスト、

維持管理費は収益的事業でやっていきたいと、また、人件費、事務局長と事務局員の人件費も自主自立を目指していきますという答弁がありましたので、このT I C及びまちづくり観光局を指定管理者にするというところは、これができた当初から自主自立を目指していく組織なのだろうなという、答弁から読み込めますので、これは一番最初の取っかかりの執行部からの答弁でありますので、これはしっかりと今後も自主自立を目指して収益的事業、このまちづくり観光局さんがT I Cを利用しながらやっていっていただかないといけないなと思っております。

それに付随して、収益的事業は何かというところでも答弁がありまして、循環型の観光提案、旅行会社と業務を行い、まちづくり観光局と観光商品を作って運営をしていただきたい、そういうところで自主財源をしっかりと確保していきますということを、当時の課長さんが委員会質疑でもしておりますので、しっかりとこれは、毎年何千万と、一般質問の中でも総額2億6,000万ほどもここに入れていますので、今後はやっぱり削減しながらもしっかりと自主自立でやっていただきたいという思いもありまして、この意見を付しております。

すみません、拙い説明ですが、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 田中議員。

○議員（8番 田中 廣幸君） この委員会の中の文言を読み解くと、決算時に補助金に対する細目を開示するよう求めという文言があるのですが、これは商工観光課はもちろんなんですが、ツーリストインフォメーションセンターの指定管理者になるわけなんですが、これは今後委員会として求めていくことなのでしょうか。教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田委員長。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 委員会としては、予算を組んで、また補助金が出るという可能性になれば、その補助金が何に充填されているのか、今は数字上で補助金を出しましたという総額でしかないので、それをしっかりと確認するためには、どういうものに充填されたのかというところを細目も含めて確認したいということなので、委員会のほうとしてもしっかりと出していきたい。ちなみに今後は、予算のうちは何に使ったかというのはなかなか出せないと思いますが、決算のときには広く由布市議会としても議論ができるように、決算委員会のときにはしっかりと出していきたいなという思いで意見を付しております。

○議長（佐藤 孝昭君） 14番、佐藤郁夫議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） 先ほどは失礼しました。14番、佐藤郁夫です。名前を言いませんでしたね。経過と結果ですから、端的にお聞きをします。

たしか私が記憶しているのは、由布市観光情報発信拠点というのは、由布市全体の観光の発展を願って、公共の部分と今言われた収益の部分で、半官半民でこれ建てましたね。私はずっと不思議に思っているのは、公共的な部分、情報発信拠点施設としての、これ選定委員会がございま

すので、恐らくそういうこともずっと点数をつけるときに、ここでいいですよという形で、議会が議決をするという形ですから、ぜひこの公共的な部分をどう判断されてそういう委員会で審議されたのか、またこの収益的な部分で自主自立といいながら、私は全体的な観光、挾間も庄内も入りますが、そういう情報発信施設をわざわざ作って世界に発信しようということでございましたので、そういうところの位置づけをどう委員会で審査されたのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田龍也委員長。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 佐藤郁夫議員に回答いたします。

我が委員会としては、上程される前の審査委員会さんがありますので、審査委員会さんの結果をもって、執行部のほうからも点数が8割以上超えとるところで、審議の結果としてこのようになっておりますというところで、指定管理者としてふさわしいという形になっております。それとまた、これは選定によらない指定管理者の選定になりますので、その部分としてはもう由布市として、しっかりとこの一般社団法人由布市まちづくり観光局がふさわしいという形になったと思います。その中で、あえて今回補助金等の執行についても、選定によらないのでというところの文言も入れて、由布市の指定管理者としてふさわしいのかというところをしっかりと審議させていただきました。

それと、世界的な発信としてという問いでしたが、その点に対しては、委員会の審査の中では、委員のほうからもしっかりと湯布院町だけではなく、挾間町、庄内町の発信もしっかりやってほしいという意見がありました。その中で執行部のほうからは、今現状やっていますという回答でしたので、委員さんからすればもう少しやってほしいという意見も出ていますので、これからもしっかりと今回指定した上で、動きをしっかりと見ていかないといけないのかなと思っておるところです。

○議長（佐藤 孝昭君） 佐藤議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） この際、きちっと私は確認を皆さんでしとったほうがいいと思うんです。この施設を作ったときに、半官半民で果たしてこれが経済効果を担う、収益的な部分で作ったのだろうか、これ私は違うと思うのですよね。やっぱり公的な立場、というのは行政というのは、やはり収益を度外視して皆さんにサービスを提供する、そうなったときにどうこのツーリストインフォメーションセンターの位置づけです。これがいまだにある以上は、この部分をきちっとやっぱり今後委員会の中で審査する中で、こういう報告をしていただきたいな。特に収益的な部分だけで減額という形、今の物価高やいろんな情報発信をしなきゃならない時代に、そこら辺をきちっとやっぱりしてほしいなと思っていますので、委員長どうでしょうかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田委員長。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） お答えいたします。

今、議会事務局のほうに、過去のこのまちづくり観光局、T I Cに関する議事録を議会事務局に置いております。その中で、平成28年9月議会等の答弁を見ていただきたいのですが、その中で、このまちづくり観光局に対する補助金というものは、補助金があるのでまちづくり観光局が事業をするのではなくて、まちづくり観光局が事業をしたことに対しての補助金ですという、支出になっていますという答弁がありましたので、今御指摘の郁夫議員の件に関しては、しっかりとまちづくり観光局が今後また4年間指定管理者となりますので、その点は十分まちづくり観光局からの発信を精査しながらもやっていかないといけないなと思っております。それと、官民一体でやっておりますので、民としてはやはり収益的事業を持ちながら、しっかりと運営していただきたい、また野放図に補助金を出しているわけではないので、しっかりとまちづくり観光局から事業提案を頂きながら、補助金の支出も進めていければよいのかなと思っております。

すみません、回答になっていないかもしれませんが、現状調べているところはそうであります。議会事務局のホームページのほうにも平成28年の議事録も見られます。予算委員会、委員会に関してはそれが載っておりませんので、議会事務局のほうに資料を出しておりますので、ぜひ御覧になっていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。加藤裕三議員。

○議員（9番 加藤 裕三君） 9番、加藤裕三です。ちょっと委員長報告の中での質疑なんですが、自主財源での運営を基本としというのは、今の御説明の中で分かるのですが、委員会の中で補助金の減額を求めるといふような結論に至った経緯が分かれば、御説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田龍也委員長。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） すみません、先ほど来から説明しておりますが、この当初、できたときから執行部の報告で自主財源でしっかりやっていきますということでありました。大変申し訳ございませんが、加藤裕三議員がまだ執行部でおられたときに、課長としての答弁の中でも、委員会質疑の中の答弁で、抜粋になりますが、将来的には一般社団法人として運営自立を目指しています、今回付けている予算は減額していくということは、すみません、当時の加藤裕三議員からの答弁で言われておりますので、しっかりと官民一体でありますので、今のところ民のほうからの収益というのがなかなか少ないのかなというところと、補助金で出している部分に関しては、やはり委員会としては、その部分のほうが大きいです、ましてや補助金で出している分は、執行部からの説明によりますと人件費であるということでしたので、この人件費に関しても当時人件費、事務局長また事務員の人件費も自主自立をやっていきますという答弁が執行部のほうからあっておりますので、その点を踏まえれば、しっかりと補助金も減らしていきながら、官民一体で由布市の観光地としてのPRをしていくべきではないかという思いで、この委員会として意見を付しております。

○議長（佐藤 孝昭君） 加藤議員。

○議員（9番 加藤 裕三君） 恐らくできた当時から自主自立というのはもう基本のところであって、現段階でそういった補助金を減らして運営ができるのかというところの論点がされたのかどうかだけ、ちょっと。現段階です。もう恐らく目指すところは、今のインフォメーションセンターは今後はそういった民間活力を駆使して、何とか補助金に頼らずにできるような運営をやっていきますという目標は分かるのですが、今の段階で求めていくということに至った、その辺を、恐らく現状を確認をされた上でそういった結論になったのかだけ御回答をお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田委員長。

○産業建設常任委員長（高田 龍也君） 現状を踏まえた上での意見でございます。予算の減額とありますが、この補助金に対しては、先ほど説明しましたが、まちづくり観光局がこういうことをやりますという事業に対しての補助であります。ですが、それが収益的に結びつくのかということなかなか難しいところだと思っておりますが、設立当初のことを考えていけば、もうできて8年ほどになります。8年の中でなかなか収益が上がっていないというところであれば、民の考え方としてはしっかりと収益を伸ばしていかないといけない。10年過ぎますと、一般でいいますと10年過ぎた企業というのはそれなりの収益が、何らかの試行錯誤しながら赤字から黒字に転換していく時期だと思っておりますので、今回指定管理を認めることによって、あと2年間のうちですぐできるとはなかなか難しいでしょうが、民の力を信じての官民一体の事業だと思っておりますので、しっかりと民のほうから、何らかの報告やら新しい事業が生まれてくるのではないかなというところの期待も含めての委員会としての意見としております。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第114号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第115号、由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、挾間町農村女性陣屋市場組合副組合長の配偶者

であります平松恵美男君の退場を求めます。

〔17番 平松恵美男君 退場〕

○議長（佐藤 孝昭君） それでは、議案第115号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第115号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

ここで、平松恵美男君の入場を許可いたします。

〔17番 平松恵美男君 入場〕

○議長（佐藤 孝昭君） ただいまの議案第115号については、可決をされましたのでお知らせをいたします。

次に、日程第21、議案第116号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、大津留まちづくり協議会の顧問であります佐藤 人巳君の退場を求めます。

〔16番 佐藤 人巳君 退場〕

○議長（佐藤 孝昭君） それでは、議案第116号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第116号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。
ここで、佐藤人巳君の入場を許可します。

〔16番 佐藤 人巳君 入場〕

○議長（佐藤 孝昭君） ただいまの議案第116号につきましては、可決をされましたのでお知らせをいたします。

次に、日程第22、議案第117号、由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第117号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第23、議案第118号、由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、乙丸区の顧問と会計であります加藤裕三君の退場を求めます。

〔9番 加藤 裕三君 退場〕

○議長（佐藤 孝昭君） それでは、議案第118号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第118号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定をすることに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、加藤裕三君の入場を許可いたします。

〔9番 加藤 裕三君 入場〕

○議長（佐藤 孝昭君） ただいま議案第118号につきましては、可決をされましたのでお知らせいたします。

次に、日程第24、議案第119号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第119号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第25、議案第120号、別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第120号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第26、議案第121号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第121号を採決いたします。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第27、議案第122号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第122号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第28、議案第123号、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第123号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第29、議案第124号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第124号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第30、議案第125号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第125号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第31、議案第126号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第126号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、日程第32、議案第127号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第6号）の議案1件を上程いたします。

まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、提案理由を御説

明いたします。

議案第127号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出にそれぞれ4億3,052万8,000円を追加し、予算の総額を274億3,650万7,000円にお願いするものでございます。不安定な世界情勢や円安の進行などを要因として、エネルギー価格の高騰をはじめ、家計に直結する食料品や資材・原材料などの物価の高騰が長期化し、厳しい生活を余儀なくされているものと認識しております。このような状況を踏まえ、国は家計支援などの物価高騰対策を柱とする総合経済対策の裏づけとなる、令和7年度補正予算が12月16日に成立をいたしました。そのうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る補正予算規模が、約2兆円となっております。国から配分がある物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高対策を速やかに進めるために、定例会最終日に補正予算（第6号）を上程させていただきました。

具体的な内容としましては、お米などの食料品に対する各家庭への負担増を踏まえ、1人当たり5,000円の「ゆふ生活応援お買い物券」を配布し、家計を支援するものでございます。加えて、第二弾といたしまして、生活者の家計負担を軽減し、市内消費の下支えによる地域経済の活性化を図るため、大分県と連携して実施します「ゆふ得得プレミアム商品券」の販売を行うものでございます。また、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、子ども1人当たり2万円を支給する「物価高対応子育て応援手当」を計上するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第127号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第127号について詳細説明をいたします。

議案第127号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第6号）。

令和7年度由布市の一般会計補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,052万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274億3,650万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

令和7年12月18日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけて歳入歳出の款項

ごとの補正額を記載しております。

3ページをお願いします。第2表繰越明許費補正です。本補正に係る事業2件の追加をお願いしております。理由といたしましては、国の補正予算に伴う事業であり、年度内の完了が見込めないものによるものでございます。なお、今申し上げました個別事業の繰越し理由につきましては、お配りしております令和7年度補正予算（第6号）の概要の巻末に記載しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、4ページから補正予算事項別明細書となっております。

8ページ下段をお願いします。20款1項1目2節基金繰入金の財政調整基金は、本補正の収支の均衡を図るため2億4,516万を繰り入れております。本補正に係る2事業の特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

次に、10ページからは歳出となります。それでは、事業につきまして説明をさせていただきます。

3款2項1目区分1、物価高騰緊急対応事業、児童福祉は物価高の影響を強く受けている子育て世代を強く応援し、子どもたちの健やかな成長を支援するため、子ども1人当たり2万円を支給する、物価高対応子育て応援手当を計上するものでございます。特定財源といたしまして、国庫支出金である物価高対応子育て応援手当支給事業補助金を充当しています。

次に、7款1項2目区分1、物価高騰緊急対応事業商工振興のゆふ生活応援お買い物券配布事業は、物価高が長期化する中、各家庭への負担増を踏まえ、1人5,000円の「ゆふ生活応援お買い物券」を配布し、家計を支援するものでございます。加えまして、プレミアム付商品券発行支援業務は、生活者の家計負担を軽減し、市内消費の下支えによる地域経済の活性化を図るため大分県と連携して実施します「ゆふ得得プレミアム商品券」の販売を行うものでございます。プレミアム商品券は1冊1万円を購入していただくと、1万3,000円使え、プレミアム分の10%分を市が、残りの20%は県が負担するものでございます。特定財源として「ゆふ生活応援お買い物券」は、国庫支出金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当予定としております。プレミアム商品券は、県支出金及び国庫支出金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当予定としております。なお、各事業における給付や販売に係る予定につきましては、事務局を通してお願いして配付しておりますお手元の資料にて御確認をいただきますようお願いいたします。

詳細につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、議案1件の提案理由並びに詳細説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議案1件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、議案第127号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第6号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。15番、淵野けさ子さん。

○議員（15番 淵野けさ子君） 15番、淵野です。3回しかできないので、まとめてしたいなと思います。

市長の英断で「ゆふ生活応援お買い物券」1人5,000円、大変喜んでおります。そこでお聞きしたいのですが、その前に子育ての方々に2万円、子育て応援手当1人2万円、5,638人というふうに頂いております。この子育て応援手当を頂いた子どもにも1人として計算されるのか、子育て応援の対象の、要するに子育て応援で2万円配布される家族がおりますよね、子どもさんの、その子どもにも、この生活応援の5,000円は数でカウントされるのか。国から2万円の応援手当を頂いているので5,000円の方は出さないのか。というふうにちょっと心配したのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

まず、子育ての物価高対応子育て応援手当は、応援手当として支給をいたしまして、それに加えて、由布市基準日を定めまして、その日でした由布市民の方全員に対して5,000円を支給するというものになります。

○議長（佐藤 孝昭君） 淵野議員。

○議員（15番 淵野けさ子君） よかったです。もしかして2万円国から出しているから、この分は控えるのかなというふうにちょっと心配しました。それで、全員頂けるということでよかったです。

それともう一つ、プレミアム商品券なんですけど、前回1人が4冊までとか制限があったと思うのですが、今回もそういう制限ありますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

現時点では制限を考えています。ただ具体的な制限金額については、少し販売までに時間がありますので、よく検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑のある方は。7番、吉村議員。

○議員（7番 吉村 益則君） 7番、吉村です。

先日、追加議案の資料として頂いた分なのですが、その中の項目で児童手当の対象分、それから出生分、公務員分として分かれていますのだけれども、この分かれる理由というのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

今回スケジュールの中で、そちらの3区分に分けさせていただいたのですが、スケジュール感が違いますので、そちらのように分けさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村議員。

○議員（7番 吉村 益則君） スケジュールの違いというのは、金額の違いということではないのですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 金額の違いということではございません。

○議長（佐藤 孝昭君） 5番、高田龍也君。

○議員（5番 高田 龍也君） まとめて質問します。

まず初めに、これ原資は税金だと思いますので、これを発行するに当たって、発行するほうがいいのか、減税するほうがいいのかというような検討はされたのかということをお聞きします。

それと、子育てのほうなのですが、これは由布市に在籍しているお子様、対象年齢者という分け方をしているのか、これは外国籍の方でも配布するようになっているのか、その点もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、この「ゆふ生活応援お買い物券」に関しては、使えるお店というのはどのような検討をされているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

まず、最初の1点目の部分についてお答えをさせていただきます。減税のほうについてという検討はしたかというふうな形なんですけれども、やはり国の要綱に沿ってしていかないと悪いというふうな形になりますので、国が示している重点支援地方交付金の要綱に沿ってやりたいと思います。そういうところには、やはり減税という部分のところは記載がございませんので、今回の部分については減税のほうはできないものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

令和7年9月30日時点の由布市在住の児童手当の対象者となっておりますので、そちらのほうでは外国籍の方を含みます。ただ、出生の関係も、外国人さんは由布市のほうで生まれれば含まれます。ただ、9月30日以降の入国の方、そちらの外国人さんのほうは含まれないとされております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えいたします。

ゆふ生活応援商品券につきまして、使える事業所につきましては、この後、市内事業者に向けて広く周知をして募集をかけていきたいというふうに思っています。手を挙げていただいた市内事業者につきまして登録をして、そのお店で使えるという流れになっていきます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 減税はなかなか要綱の中で難しいということなら、もしよろしければ、その要綱というものが添付資料で何もないので、要綱をお示ししていただけることはできるのかということが、まず1つ目。

それと、お子様についてなのですが、由布市に住民票があって出国されている方、由布市に在籍がもう何年もないけれども住民票があるという方もいらっしゃると思うのですが、そういう方でも住民票があれば、出国されていたとしても親御様か出国されている国のほうにこのお金を、2万円をお渡しするような今流れになっているのかを聞かせてください。

それと、お店のほうは今から検討ということなのですが、これ減税はできないということであれば、これで納税することはできるのですかね。要綱がないのでちょっと分からないのですが。それで納税することができるのであれば、それはもう市民としての生活として、いろんな方がいらっしゃると思いますので、そういうところも検討の中にあるのかということをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

まず、資料のほうにつきましては、国からのしっかりした資料が出次第、議会事務局を通じてタブレットのほうに送るといような形でよろしければ、そういうふうな形で準備をさせていただきたいと。今概算の部分だけは出ておりますので、その部分でよければその部分というふうな形で送りたいと思います。

それともう一つは、プレミアム商品券を納税とかに使うというのは、本来の趣旨から、物価高騰対策の趣旨から。プレミアムじゃなくて5,000円のほうですか。すみません。どちらもやはり物価高騰対策の部分として行うものですので、特別支援枠として出てきているのが、やはり

生活困窮になっている部分のお米とか、要するに食料品とかの部分に活用してもらいたいというのが本来の趣旨ですので、そういうふうな納税のほうについてはできないようなものとしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

由布市に住民票を置いたまま出国した児童の件ですけれども、市民課のほうがつかんでいる情報で出国が分かれば落とすことになると思うのですが、9月30日時点で由布市の児童手当の対象者であれば、給付の対象とはなりません。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 要綱がちょっと分からないというところで、いろいろ質問させていただきました。今から正式なものが出てくるということであれば、ぜひ議会のほうでも話し合っていたいただきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今、生活困窮の中で物価高騰があるというところで、お米とかそういうものを使ってほしいという形なんですけど、私これなぜ納税に使えるのかと聞いたのが、納税に関しては、お米とかも食料品に関わることは命に関わることなので、そのとき買わないといけないよねということはずごく分かるのですが、仮にお米5キロが3,800円とか4,000円だったときには、それよりも安いものを選んでというところもできるのですが、納税に関してはそのときに納税しないと追徴課税で、本来は1万円払えばよかったのが1万幾らって、その分プラスが出てきてしまうというところを考えると、納税にも使えたらありがたいよねという、やっぱり市民もいらっしゃるのではないのかなというところで質問させていただきました。なので、今後、国の方から正式なものが出てくるかもしれませんが、いま一度検討か何か、使うのは先なので、今後何か話ができないのかなと思いますので、今後の経過等もいろいろ教えていただきたいと思います。

先ほど子育て支援課長のお話だと、9月時点であるかないかが市民課のほうで把握できている分に対しては給付するというのであれば、9月言われている日にち以降に出国されている方々に関しては、調査は、それは市民課がデータ上げてこない、子育て支援課としては分からないという形よろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） お答えいたします。

市民課のほうが上がってこない、うちのほうでは住所の把握はできません。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） 1番、渡辺彬です。

プレミアム商品券は電子と紙とあるのですが、5,000円のほうのお買物券は紙だけというのは何ででしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

基本的には、今回紙だけにしております。1人当たり5,000円の1,000円券を5枚つづりで配布するわけですが、これ配布をしなければなりません。要は任意で購入ではなくて、市民の皆さん一律にお渡しをするという形になります。ですから、もうやり方としてはシンプルに紙の商品券を皆さんのお宅に配送をしていくというようなことを、今想定しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渡辺議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） ありがとうございます。

アプリとの連動とか、プレミアム商品券、この5,000円券、由布市の公式LINE等との連携とか図っていくお考えとかはあるのですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） お答えをいたします。

プレミアム商品券のほうにつきましては、電子のほうを1万口ということで、今検討しております。この間も「ゆふPay」というアプリがございまして、そちらで電子クーポンというのを発行しております。ですので、併用というところを今考えておりますけれども、ちょっと補足になります。今回紙を2万冊にしています。これは過去のプレミアム商品券の販売事例からこういった配分に現時点ではさせていただいているところです。実は、由布市のほうはまだ紙の需要が非常に多いという状況がございまして。ですので、本来であれば事務の手間を含めて電子のほう扱いがしやすいのですが、市民の方もそういった方も多いかもしれませんが、現実として紙の商品券の販売枚数が圧倒的に多いところを踏まえて、今配分をしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第127号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第33、議会広報編集特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議会広報の編集及び発行に関する調査研究のため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、9人の委員で構成をする議会広報編集特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、9人の委員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元に配付のとおり9人を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会委員は、ただいま指名いたしました方を選任することに決定いたしました。

次に、日程第34、議会活性化調査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議会活性化に関する調査研究のため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、9人の委員で構成をする議会活性化調査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、9人の委員で構成する議会活性化調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、議会活性化調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会活性化調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元に配付のとおり9人を指名いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会委員は、ただいま指名いたしました方を選任することに決定いたしました。

次に、日程第35、日出生台演習場対策特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。日出生台演習場周辺住民の安心安全を確保するため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、10人以内の委員で構成する日出生台演習場対策特別委員会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、10人以内の委員で構成をする日出生台演習場対策特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、日出生台演習場対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。日出生台演習場対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元に配付のとおり10人を指名いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、日出生台演習場対策特別委員会委員は、ただいま指名いたしました方を選任することに決定をいたしました。

次に、日程第36、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。令和8年度当初予算議案の審査並びに調査のため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、18人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、18人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第9条第2項の規定により、各特別委員会にて委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後0時15分休憩

.....

午後0時15分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

休憩中に各特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、御報告いたします。

まず、議会広報編集特別委員会委員長に高田龍也君、副委員長に津田貴之君。
次に、議会活性化調査特別委員会委員長に佐藤郁夫君、副委員長に生野友子さん。
次に、日出生台演習場対策特別委員会委員長に長谷川建策君、副委員長に坂本光広君。
次に、予算特別委員会委員長に平松恵美男君、副委員長に吉村益則君。
以上のおり互選された旨報告がありました。
ここで暫時休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後0時16分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

お諮りします。ただいま各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出をされました。ついでに、この1件を日程に追加し、議事日程第6号の追加として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、この1件は追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（佐藤 孝昭君） 追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これで令和7年第4回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員